

石田 剛

高等司法研究科・教授

【研究】

流動資産譲渡担保や将来債権譲渡担保などの、いわゆる包括根担保においては、設定者の財産が非常に幅広く、将来設定者の責任財産を構成する予定のものも含めて譲渡担保権者に帰属させられるため、債権担保目的との関係で譲渡担保権者が過剰な担保を取得する事態が発生するおそれがある。

このような課題に対処するための解釈論・立法論を展開するにあたって、重厚な議論の蓄積があるドイツ法を比較法研究の素材として、有益な分析視角を獲得するための研究を推し進めた。研究の成果は関東および関西において、倒産法学者及び実務家を交えた研究会で発表済みであり、そこでの質疑応答をふまえて修正を加えた論文は他の共同研究者と共同執筆する書籍の一部として掲載される予定である(平成26年度刊行予定)。

また、民法(債権関係)改正の中間試案のうち、債権譲渡法に関わる立法提案についてその意義と問題点を明らかにする論文を執筆する一方、関連する裁判例の評釈も執筆し、要綱案が目指すべき方向について提言を行った。

【教育】

1学期末の研究科アンケートの結果、優秀教員として表彰を受けた(「民法基礎1」必修第2位(得票率60.98)・「民法応用1」必修第3位(得票率41.79))。

法律学習用雑誌「法学教室」に水野謙教授(学習院大学)及び古積健三郎教授(中央大学)と共に、判例解説講座(「逆引き民法☆24の判旨」)を分担執筆し、昨年度は4つの重要基本判例を取りあげ、判例百選等の解説を読むだけでは十分に咀嚼しきれない部分まで突っ込んで検討し、事案の特質を踏まえて深く判決を理解できるよう工夫した解説を執筆した。この講座は平成26年度も継続される。

また学部演習1・2をLS2年次の希望学生にも開放し、法学部と高等司法研究科との間でのseamlessな教育体制実現に向けたささやかな工夫を継続した。特に予備試験受験を狙う最優秀層の学生にも歯ごたえのあるメニューを提供することを心がけている。

【管理運営】

平成24年度に引き続き、FD教育企画委員を担当した。今年度初めての試みとして、外部講師(小山剛教授[憲法・慶応義塾大]及び松井秀征教授[商法・立教大])を招聘して、学生を巻き込んだ授業見学会を行うというプランを提案した。

また、全学委員会については、ハラスメント対策委員として教員研修に参加し、安全衛生管理室委員として定例会議に出席し、意見を述べた。

さらに、秋に行われた消防避難訓練に参加し、法経本館3階のフロア一長を担当した。

【社会貢献】

学術団体では、前年度に引き続き、日本私法学会理事を担当し(2期目)、さらに新たに信託法学会理事に就任することが決まっている。

4月には債権法改正の中間試案の内容を内田貴法務省参与に解説していただく学生向け講演会の下準備作業と当日の司会進行等を担当した。また、7月には公益財団法人日弁連法務研究財団主催の債権法研修会(大阪弁護士会館)で内田貴法務省参与・道垣内弘人教授(東京大学)と共に研修のための講演・質疑応答を行った。

さらに関西倒産実体法研究会でドイツにおける過剰担保法理について報告した。

最後に、大阪司法書士会主催の債権法改正勉強会にチューターとして参加し、平成26年度には総括シンポジウムの開催を予定している。